公益社団法人　愛知県看護協会「たすけあい募金」要綱

1. 目的

公益社団法人愛知県看護協会（以下「本会」という）は、社会情勢の中で必要とされるさまざまな福祉活動に貢献するために、会員から「たすけあい募金」として寄付を募り、災害時の被災地支援活動や、県内の保健・福祉施設等を支援する。

2. 資金

看護職から「たすけあい募金」として 1 口 100 円以上の募金を行い資金とする

3. 募金方法

1）対象

愛知県内の看護職

2）期間

毎年　5月1日～7月 31 日

3）方法

1）会員施設・非会員施設代表者及び個人会員に協力を依頼する。

2）募金は、指定口座に振り込みとする。

4. 支援金使途

1）保健・福祉施設等などへの備品や消耗品などの経費

2）国内の災害等に対して、都道府県看護協会を通じて被災地に対する見舞金

3）国外の災害等に対しては、公益社団法人日本看護協会を通じて、被災地に対する見舞金

4）県内の災害等への備品、消耗品の調達経費

5）保健・福祉施設等などへの備品や消耗品などの経費

6）関係団体等から要請された募金であって、当協会が必要と認めた場合の経費

5. 報告

使用金使途が発生した場合、その旨を理事会・ホームページ上で報告する。

附則　1　この要綱は令和 4 年 4 月 18 日から施行する

2　令和 2 年 4 月 1 日から施行した「看護のこころ募金」助成要綱は、内容を見直しこの要綱に引き継ぐ